仙台市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

仙台市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十四年仙台市条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号中「第二条第二十項」を「第二条第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。